

社会福祉法人伊野福祉会 定款

社会福祉法人伊野福祉会 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営み、心身ともに健やかに育成されることができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 軽費老人ホームの運営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービスセンターの運営

(ロ) 老人居宅介護等事業の運営

(ハ) 小規模多機能型居宅介護事業の運営

(ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の運営

(ホ) 障害福祉サービス事業の運営

(ヘ) 障害児通所支援事業の運営

(ト) 老人短期入所事業の運営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人伊野福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を高知県吾川郡いの町波川 560 番 2 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7名以上 9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は監事 2名事務局員 1名外部委員 2名以上の合計 5名以上で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2名以上が出席し、かつ、外部委員の 2名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して各年度の総額が 1,000,000 円を超えない範囲で、評議員会に

において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。ただし、勤務の実態がない者には支給しないことができる。

第3章 評議員会

(評議員会)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が署名又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 8 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 18 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、

理事のいずれか一人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の状況を理事会に報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事がこれに署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 高知県吾川郡いの町波川字近見 560 番 2 1630.17 m²
- (2) 高知県吾川郡いの町天王南五丁目 2 番 14 340.10 m²
- (3) 高知県吾川郡いの町天王南六丁目 1 番 1 209.29 m²
- (4) 高知県吾川郡いの町天王南六丁目 1 番 2 209.15 m²
- (5) 高知県吾川郡いの町天王南六丁目 1 番 3 209.10 m²
- (6) 高知県吾川郡いの町天王南六丁目 1 番 4 209.50 m²
- (7) 高知県吾川郡いの町駅前町 13 番 2 1.45 m²
- (8) 高知県吾川郡いの町駅前町 14 番 300.82 m²
- (9) 高知県吾川郡いの町字柏谷 1648 番 11 103.76 m²
- (10) 高知県吾川郡いの町枝川字ウ子澤 2450 番 57 496.00 m²
- (11) 高知県吾川郡いの町駅前町 13 番 1 215.86 m²
- (12) 高知県吾川郡いの町新町 1 番 304.13 m²
- (13) 高知県吾川郡いの町新町 19 番 274.38 m²
- (14) 高知県吾川郡いの町新町 2 番 138.41 m²
- (15) 高知県高岡郡日高村下分子鍛冶屋 272 番 2 319.16 m²
- (16) 高知県高岡郡日高村下分子鍛冶屋 272 番 4 85.15 m²
- (17) 高知県高岡郡日高村下分子鍛冶屋 273 番 1 223 m²
- (18) 高知県高岡郡日高村下分子鍛冶屋 274 番 5 558 m²
- (19) 高知県吾川郡いの町枝川字ウ子澤 2450 番 48 166.00 m²
- (20) 高知県高知市楨山町 780 番 1 420.12 m²
- (21) 高知県高知市介良字二ツ岩乙 3734 番 5 662.26 m²
- (22) 高知県吾川郡いの町波川字近見 560 番地 2 所在の鉄骨造
陸屋根地上 3 階建ケアハウスいの 1 棟 1994.22 m²
- (23) 高知県吾川郡いの町天王南五丁目 2 番地 14 所在の鉄骨造
陸屋根 2 階建養護所 1 棟 471.20 m²
- (24) 高知県吾川郡いの町天王南六丁目 1 番地 1、1 番地 2 所在の鉄骨造合金メッ
キ鋼板ぶき 2 階建老人福祉施設 1 棟 280.21 m²
- (25) 高知県吾川郡いの町駅前町 14 番地に所在の鉄骨造スレート・陸屋根 1 棟
225.22 m²

- (26) 高知県吾川郡いの町字柏谷 1648 番地 11 所在の木造スレート葺平屋建 1 棟
71.04 m²
- (27) 高知県吾川郡いの町新町 1 番地、19 番地、2 番地所在の鉄骨造鋼板ぶき陸
屋根 4 階建老人保健施設 1 棟 1581.35 m²
- (28) 高知県吾川郡いの町枝川字ウ子澤 2450 番地 57 所在の木造合金メッキ鋼板
ぶき 2 階建老人保健施設 1 棟 336.77 m²
- (29) 高知県高岡郡日高村下分子鍛冶屋 272 番地 2 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺
平屋建 1 棟 175.79 m²
- (30) 高知県高知市檜山町 780 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建てグループ
ホーム 1 棟 477.37 m²
- (31) 高知県高知市介良字二ツ岩乙 3734 番地 5 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺・陸屋
根 3 階建寄宿舎 1 棟 992.61 m²

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業
及び第 39 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は速やかに第 2 項に掲げるため、必要な
手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2
以上の同意及び評議員会の承認を得て高知県知事の承認を得なければならない。
ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付
が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とす
る当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を
結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保
に限る。）

(資産の管理)

- 第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は
確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、

理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業所の運営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産貸付事業の運営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 解散（合併又は破産による解散は除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 43 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 44 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高知県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けるなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅延なくその旨を高知県知事に届け出なければならない

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、社会福祉法人伊野福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅延なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 高慶 承平

理 事 西本 勝子

〃 森岡 健一郎

〃 田村 輝雄

〃 窪内 康人

〃 筒井 保奈

監 事 中西 稔

〃 梅田 昭彦

附則

この定款は平成 26 年 3 月 4 日より施行する。

附則

この定款は平成 26 年 4 月 28 日より施行する。

附則

この定款は平成 27 年 1 月 28 日より施行する。

附則

この定款は平成 27 年 5 月 1 日より施行する。

附則

この定款は平成 27 年 6 月 12 日より施行する。

2 平成 27 年 6 月 12 日付けの定款変更の認可申請に伴い増員された役員 1 名・評議員 3 名の任期は、第 6 条第 1 項、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 13 日までとする。

附則

この定款は平成 27 年 9 月 10 日より施行する。

附則

この定款は平成 28 年 6 月 6 日より施行する。

附則

この定款は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この定款は令和元年 7 月 12 日より施行する。

附則

この定款は令和 4 年 9 月 12 日より施行する。

附則

この定款は令和 5 年 3 月 29 日より施行する。

附則

この定款は令和 6 年 12 月 23 日より施行する。

附則

この定款は令和 7 年 9 月 29 日より施行する。